

越谷市 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程

多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 7 年改訂版）（令和 7 年 6 月 4 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等の整備等に多様な P P P / P F I 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

（目的）

第 1 条 この規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることにより、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）
- (2) 公共施設等 P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理又は運営（市民に対するサービスの提供を含む。）

- (8) 優先的検討 この規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入の適否を従来型手法（自ら公共施設等の整備等を行う方法をいう。以下同じ。）に優先して検討すること。

（対象とする P P P / P F I 手法）

第 3 条 この規程の対象とする P P P / P F I 手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
- ア 公共施設等運営権（コンセッション）方式
 - イ 指定管理者制度
 - ウ 包括的民間委託
 - エ ^{オー} O 方式（運営等 Operate）
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
- ア B T O 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）
 - イ B O T 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）
 - ウ B O O 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）
 - エ D B O 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）
 - オ R O 方式（改修 Renovate-運営等 Operate）
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
- ア B T 方式（建設 Build-移転 Transfer。民間建設買取）
 - イ 民間建設借上方式
 - ウ D B 方式（設計 Design-建設 Build）

（優先的検討の開始時期）

第 4 条 市は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等を見直す場

合は、優先的検討を行うものとする。

また、複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する分野横断型 P P P / P F I や複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等になって P P P / P F I 事業を実施する広域型 P P P / P F I についても優先的検討を行うものとする。

(優先的検討の対象とする公共施設整備事業)

第 5 条 優先的検討の対象とする公共施設整備事業（以下「優先的検討対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの事業のうち、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(2) 次に掲げるいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 建設、製造又は改修を行う公共施設整備事業にあつては、事業費の総額が 1 0 億円以上のもの

イ 運営等のみを行う公共施設整備事業にあつては、単年度の事業費が 1 億円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、国及び他の地方公共団体において実績のある事業又は公の施設の管理については、P P P / P F I 手法の活用について検討を行うことができるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、優先的検討の対象から除く相応の理由がある公共施設整備事業は、優先的検討対象事業から除くことができるものとする。

(適切な P P P / P F I 手法の選択)

第6条 市は、優先的検討対象事業について、次条に規定する簡易な検討又は第8条に規定する詳細な検討に先立ち、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質の確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択することができるものとする。

（簡易な検討）

第7条 市は、従来型手法を行う場合及び採用手法を導入した場合は、次に掲げる費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。ただし、前条において複数の手法を選択した場合は、それぞれの手法について費用総額を算定し、その最も低い費用総額と従来型手法を行う場合の費用総額を比較するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価又はその他の公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

（詳細な検討）

第 8 条 市は、公共施設整備事業（前条に規定する簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価した公共施設整備事業を除く。）を対象として、専門的な外部コンサルタントの活用などにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法を行う場合の費用総額と採用手法を導入した場合の費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

（評価結果の公表）

第 9 条 市は、第 7 条の規定により簡易な検討を行った結果、PPP / PFI 手法の導入に適しないと評価した場合は、PPP / PFI 手法を導入しないこととした理由を適切な時期に市の公式ホームページにおいて公表するものとする。

2 市は、前条の規定により詳細な検討を行った結果、PPP / PFI 手法の導入に適しないと評価した場合は、PPP / PFI 手法を導入しないこととした理由を適切な時期に市の公式ホームページにおいて公表するものとする。

（委任）

第 10 条 この規程に定めるもののほか PPP / PFI 手法の導入に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。